

令和4年6月14日

保護者各位 様

那覇市教育委員会  
教育長 山城 良嗣  
(公印省略)

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合  
の対応一部改正について (通知)

平素より、学校における感染症対策にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

みだしのことについて、本県における新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は、依然として高い状況が続いており、引き続き感染拡大防止対策が必要となります。

児童生徒等の感染拡大を防ぎ、学びの保障を継続していくために、保護者の皆様におかれましては、下記の通り、引き続きご家庭での感染症対策を徹底していただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

【感染者との接触があった場合】 ※ハイリスク行動は控える(最終接触の翌日から7日間)

○ハイリスク行動とは

- ※1 高齢者や基礎疾患を有するなど感染した場合に重症化のリスクが高い方との接触
- ※2 上記※1の方が多く入所・入院する高齢者・障がい児者施設や医療機関(受診目的は除く)の訪問
- ※3 不特定多数の者が集まる飲食・大規模イベントの参加

1. 同居家族に感染者が発生した者(家庭内で感染者と接触)の対応について

→ 保健所による濃厚接触者の特定・行動制限を実施する。

※原則として、同居家族は保健所より、濃厚接触者と特定される。

(1) 有症状

- ① 登校・出勤の自粛、医療機関を受診・検査(県コールセンター:866-2129、発熱外来)

(2) 無症状

① **濃厚接触者(行政検査・接触者PCR検査センター等受検)**

- ・原則、当該感染者の発症日(当該感染者が無症状の場合は検査日)又は当該感染者の発症等により、住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間は出席停止(在宅勤務等)。8日目より解除。

- ・必要に応じて、最終接触から4・5日目の抗原検査キットで2日間とも陰性。  
5日目から登校・出勤可能。※抗原検査キットは、薬事承認(医療用)を使用する。

【児童生徒】抗原検査キットは家庭で準備 ※別紙4を活用

【教職員等】学校用抗原検査キット使用

② **その他の接触者(接触者PCR検査センター等受検)**

- ・検査結果判明後、登校・出勤可能。

2. 学校(学級、部活、学校外での友人)等で同居家族以外の感染者と接触した者の対応について

→ 保健所による濃厚接触者の特定・行動制限を行わない。

(1) 有症状(医療機関を受診又は、各家庭で抗原定性検査キットを使用し検査)

- ① 登校・出勤の自粛、医療機関を受診・検査(県コールセンター:866-2129、発熱外来)
- ② 各家庭で抗原定性検査キットを申込み、検査を実施。

【沖縄県 HP】

[https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/vaccine/kensa/2022\\_6\\_radeco-testkit.html](https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/vaccine/kensa/2022_6_radeco-testkit.html)

【問い合わせ先】

事務局 : 抗原定性検査キット配送センター沖縄

通称 : RADECO(Rapid Antigen-Kit Delivery Center Okinawa)

電話番号 : 080-4102-0246 URL : <https://okinawa-testkit.com/>

※抗原定性検査キットを使用し、陰性が出た場合、症状がある間は、自宅で療養し、症状が無くなってから登校する。症状が続く場合は再度抗原定性検査キットの使用や医療機関を受診すること。

(2) 無症状(沖縄県接触者 PCR 検査センター等受検を行う)

① 感染リスクの高い場面での接触がある。

(感染症対策を行わず飲食(給食除く)、マスクなしでの会話・合唱、接触度の高い体育や部活動、学童・塾・スポーツクラブでの接触等)

→ 一定期間の出席停止

(PCR 検査の結果判明、または、最終接触の翌日から 5 日経過後、登校・出勤可)

② 感染のリスクの高い場所での接触がない。

・学級内等で感染が広がっている可能性が高い場合

→ 一定期間の学級閉鎖、出席停止

(PCR 検査の結果判明、または、最終接触の翌日から 5 日経過後、登校・出勤可)

・学級内等で感染が広がっている可能性が低い場合

→ 登校・出勤可能(登校・出勤しながら接触者 PCR 検査センター等受検を案内)

【感染の広がりについて】

- ① 同一学級、部活動等に複数の感染者が判明
- ② 感染者は 1 名でも同一学級や部活等に未受診の有症状者が複数いる場合
- ③ その他、設置者が判断した場合

※上記の対応は、令和 4 年 6 月 14 日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により随時、変更の可能性もあり得る旨、ご承知おきください。

< 本件のお問い合わせ >

那覇市教育委員会 学校教育課

TEL 098-917-3506 FAX 098-917-3522